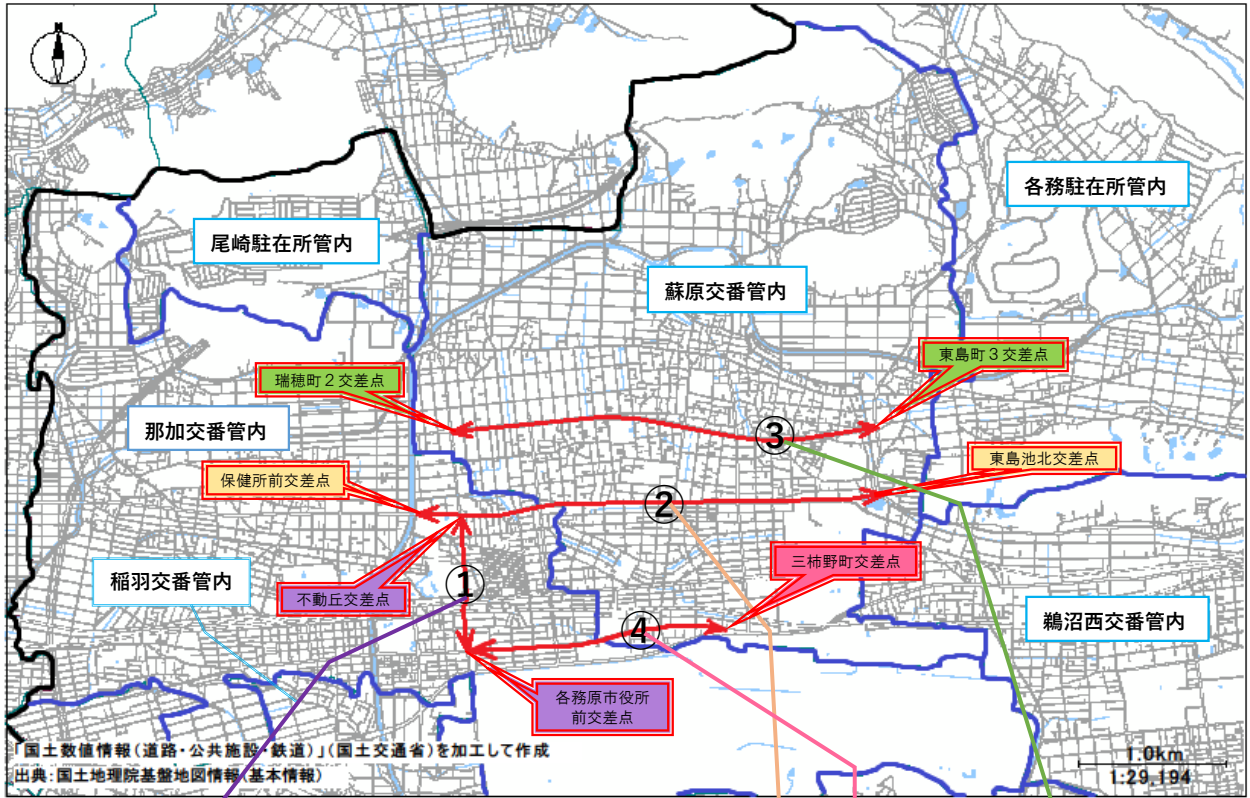


自転車指導啓発重点路線(各務原警察署)

令和5年4月



① 市道（通称：けやき通り）
 不動丘交差点～各務原市役所前交差点
 > 選定理由
 ・沿線に、中学校・公園・駅・スーパー・市役所等があり、人、自転車、車両の通行が多く、電車到着時には歩道に歩行者・自転車が溢れることもあり、危険である
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H30～R4の5年間 計4件)

② 市道（通称：いちょう通り）
 東島池北交差点～保健所前交差点
 > 選定理由
 ・沿線にスーパー、中学校、大学等があり、駅にも近い路線で車両の通行も多い
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H30～R4の5年間 計18件)

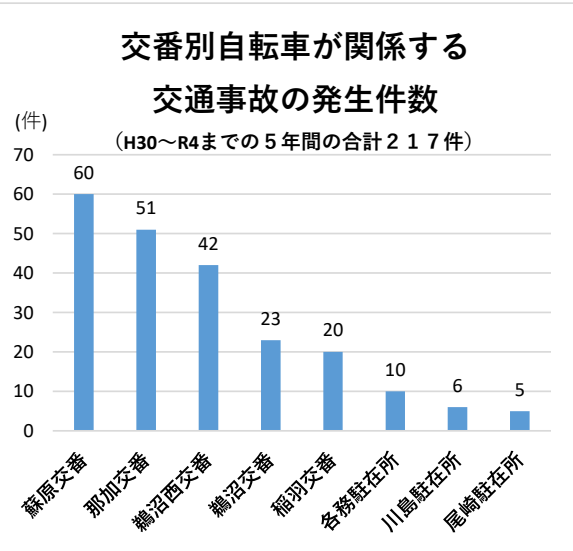
③ 県道205号 長森各務原線
 東島町3交差点～瑞穂町2交差点
 > 選定理由
 ・沿線にスーパー、中学校等があり、車両の通行も多い
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H30～R4の5年間 計15件)

④ 市道（通称：那加メインロード）
 三柿野町交差点
 ～各務原市役所前交差点
 > 選定理由
 ・市内中心部を通る路線で、朝夕の通勤時間帯に自転車が多い
 ・地域住民から取締り要望もあり
 ・自転車関連**事故が多発**
 (H30～R4の5年間 計5件)

警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

①～④の路線で、よく見られる**自転車利用者の違反形態** **NO!!**

- > 交差点での左右の安全不確認
- > 指定場所での一時不停止
- > 右側通行



自転車は「車両」に区分される乗り物です！
以下に掲げる基本的なルールを遵守し、自転車の安全な利用をお願いします。

『岐阜県の自転車安全利用5つの約束』

- 1 **歩道は、歩行者優先！**
- 2 **交差点では必ず安全確認！**
- 3 **暗くなったらライトと反射材！**
- 4 **二人乗り・並進の禁止！**
- 5 **「ながら運転」の禁止！**